

# 短答式試験問題集 [民法]

[民法]

〔第1問〕(配点：2)

胎児に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 1])

- ア. 胎児を受贈者として死因贈与をすることはできない。
- イ. 胎児を受遺者として遺贈をすることはできない。
- ウ. 胎児の父は、胎児の母の承諾を得ても、胎児を認知することはできない。
- エ. 胎児の母は、胎児を代理して認知の訴えを提起することはできない。
- オ. 胎児のときに不法行為を受けた者は、出生前にその父母が胎児を代理して加害者とした和解に拘束される。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

〔第2問〕(配点：2)

法人に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 2])

- ア. 法人は成年後見人になることができない。
- イ. 法人は民法上の組合の組合員になることができない。
- ウ. 法人は財産以外の損害について不法行為に基づき損害賠償を請求することができない。
- エ. 法人は遺言執行者になることができる。
- オ. 法人は特別縁故者として相続財産の分与を受けることができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第3問】（配点：2）

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 3]）

ア．土地の仮装譲受人が当該土地上に建物を建築してこれを他人に賃貸した場合、その建物賃借人は、民法第94条第2項の「第三者」に当たらない。

イ．強迫による意思表示の取消しが認められるためには、表意者が、畏怖の結果、完全に意思の自由を失ったことを要する。

ウ．Aを欺罔してその農地を買い受けたBが、農地法上の許可を停止条件とする所有権移転の仮登記を得た上で、当該売買契約上の権利をCに譲渡して当該仮登記移転の付記登記をした場合には、Cは民法第96条第3項の「第三者」に当たる。

エ．協議離婚に伴う財産分与契約において、分与者は、自己に譲渡所得税が課されることを知らず、課税されないとの理解を当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的に表示していた場合であっても、財産分与契約について錯誤による無効を主張することはできない。

オ．特定の意思表示が記載された内容証明郵便が受取人不在のために配達することができず、留置期間の経過により差出人に還付された場合、受取人がその内容を十分に推知することができ、受領も困難でなかったとしても、当該意思表示が受取人に到達したものと認められることはない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

（参照条文）民法

（虚偽表示）

第94条（略）

- 2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

（詐欺又は強迫）

第96条 1, 2（略）

- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

【第4問】（配点：2）

任意代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 4]）

ア．特定の法律行為をすることを委託された代理人が本人の指図に従ってその行為をした場合、本人は、自ら過失によって知らなかった事情について代理人が過失なく知らなかったことを主張することができない。

イ．権限の定めのない代理人は、保存行為をする権限のみを有する。

ウ．代理人が相手方と通謀して売買契約の締結を仮装した場合、相手方は、本人がその通謀虚偽表示を知っていたか否かにかかわらず、当該売買契約の無効を主張することができる。

エ．代理人が保佐開始の審判を受けたときは、代理権は消滅する。

オ．代理人が相手方と売買契約を締結した後、その代理人が制限行為能力者であったことが判明した場合であっても、本人は当該売買契約を行為能力の制限によって取り消すことができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第5問】（配点：2）

追認に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 5]）

ア. 無権代理行為について本人が追認を拒絶した後は、本人であっても追認によってその行為を有効とすることができない。

イ. 事実上の夫婦の一方が他方の意思に基づかないで婚姻届を作成して提出した場合において、当時兩名に夫婦としての実質的生活関係が存在し、かつ、後に他方が届出の事実を知ってこれを追認したときは、その婚姻は追認時から将来に向かって効力を生ずる。

ウ. 代理権を有しない者がした契約を本人が相手方に対して追認した場合であっても、契約の時にその者が代理権を有しないことを相手方が知らなかったときは、相手方は契約を取り消すことができる。

エ. 親権者の代理行為が利益相反行為に当たる場合、本人は、成年に達すれば、追認することができる。

オ. 養子縁組が法定代理人でない者の代諾によるために無効である場合であっても、養子本人は、縁組の承諾をすることができる満15歳に達すれば、追認することができる。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

【第6問】（配点：2）

消滅時効の中断に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 6]）

ア. 判決により確定した不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は10年である。

イ. 訴訟上相殺の主張がされ、受働債権につき債務の承認がされたものと認められる場合において、その後相殺の主張が撤回されたときは、承認による時効中断の効力は失われる。

ウ. 一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えの提起があった場合、裁判上の請求による時効中断の効力は、その一部の範囲においてのみ生じ、残部に及ばない。

エ. 不動産の仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの被保全債権について本案の勝訴判決が確定した時に消滅する。

オ. 目的物の引渡請求訴訟において留置権の抗弁を主張したときは、その被担保債権について裁判上の請求による時効中断の効力を生ずる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第7問〕（配点：2）

Aは、Bとの間でAが所有する甲土地を売却する旨の売買契約（以下「本件第1売買契約」という。）を締結し、Bからその代金の支払を受けたが、AからBへの所有権移転登記手続をせず、Cとの間で甲土地を売却する旨の売買契約（以下「本件第2売買契約」という。）を締結し、AからCへの所有権移転登記手続をした。その後、Aは行方不明になり、Bは、Cに対し、所有権に基づいてCからBへの移転登記手続請求訴訟を提起した。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

（解答欄は、〔No.7〕）

ア. Bは、請求原因として、Aが甲土地を所有していたこと、本件第1売買契約の成立及びCの登記の存在を主張立証しなければならない。

イ. Cは、対抗要件の抗弁を主張する場合には、本件第2売買契約の成立及びCが本件第2売買契約締結当時、本件第1売買契約について善意無過失であったことを主張立証しなければならない。

ウ. Cは、BがBのCに対する登記請求権を行使することができる時から20年以上行使していなかったとしても、その登記請求権の時効による消滅をもって、抗弁とすることはできない。

エ. Cが抗弁として本件第2売買契約の成立及びCの登記がこれに基づくことを主張立証した場合、Bは、Cが本件第2売買契約締結当時、本件第1売買契約について悪意であったことをもって、再抗弁とすることができる。

オ. 本件第2売買契約がAの錯誤により無効であった場合、Cが抗弁として本件第2売買契約の成立及びCの登記がこれに基づくことを主張立証したときは、Bは、本件第2売買契約についてAに要素の錯誤があることをもって、再抗弁とすることができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

〔第8問〕（配点：2）

占有権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.8〕）

ア. 占有保持の訴えは、妨害の存する間のみ提起することができる。

イ. Aが所有する甲建物にAと同居しているAの未成年の子Bは、甲建物の占有権を有しない。

ウ. Aは、Bが所有する甲土地を解除条件付でBから買い受ける旨の売買契約を締結し、当該売買契約に基づいてBから甲土地の引渡しを受けた。その後、解除条件が成就した場合、Aの甲土地に対する占有は自主占有でなくなる。

エ. 甲土地を占有していた権利能力なき社団が一般社団法人になった場合、その一般社団法人は、甲土地の取得時効を主張するに際して、権利能力なき社団として占有した期間を併せて主張することができる。

オ. 占有の訴えに対し、本権に基づく反訴を提起することはできない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第9問】（配点：2）

用益物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.9】）

- ア. 無償の地上権を設定することはできない。
- イ. 地上権は、存続期間を定めないで、設定することができる。
- ウ. 無償の永小作権を設定することはできない。
- エ. 無償の地役権を設定することはできない。
- オ. 地役権は、存続期間を定めないで、設定することができる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

【第10問】（配点：3）

不動産物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.10】）

- ア. 未成年者AがA所有の甲土地をBに売却し、その旨の所有権移転登記がされた後、Bが、Aの未成年の事実を過失なく知らないCに甲土地を売却し、その旨の所有権移転登記がされた場合において、AがBに対する売買の意思表示を取り消したときは、Cは、Aに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。
- イ. AがA所有の甲土地をBに売却し、その代金が未払である間に、AからBへ所有権移転登記がされた後、Bが、Bの代金未払の事実を知っているCに甲土地を売却し、その旨の所有権移転登記がされた場合において、AがBの履行遅滞によりAB間の売買契約を解除したときは、Cは、Aに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。
- ウ. AがA所有の甲土地をBに売却したが、代金の支払をめぐってAB間で争いを生じ、その後、Bが甲土地の所有権を有することを確認する旨の示談が成立した場合において、当該示談に立会人として関与し、示談書に立会人として署名捺印していたCが、AからBに所有権移転登記がされる前に、Aに対する債権に基づいて、A名義の甲土地を差し押さえ、その旨の差押えの登記がされたときは、Bは、Cに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。
- エ. AがA所有の甲土地をBに売却した後、CがBを害する目的で甲土地をAから買い受け、その旨の所有権移転登記がされた場合において、Cが事情を知らないDに対して甲土地を売却し、その旨の所有権移転登記がされたときは、Bは、Dに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができる。
- オ. BがA所有のA名義の甲土地を占有し、取得時効が完成した後、CがAから甲土地について抵当権の設定を受けて抵当権設定登記がされた場合において、Bがその抵当権の設定の事実を知らずにその後引き続き時効取得に必要な期間甲土地を占有し、その期間経過後に取得時効を援用したときは、Bは、Cに対し、抵当権の消滅を主張することができる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ オ      5. ウ エ

【第11問】（配点：2）

所有権の取得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.11]）

ア． AがA所有の甲土地をBに譲渡し、Bが甲土地上に立木を植栽して明認方法を施した場合において、その後、AがCに甲土地を譲渡して、Cに対する所有権移転登記をしたときは、明認方法が存続していたとしても、BはCに対して、立木の所有権を対抗することができない。

イ． AがBに対して、完成した建物の所有権の帰属について特約をせず、A所有の土地上に建物を建築することを注文したところ、Bが自ら材料を提供して建前を建築した段階で工事を中止した場合（その時点における時価400万円相当）において、Aから残工事を請け負ったCが自ら材料を提供して当該建前を独立の不動産である建物に仕上げ（その時点における時価900万円相当）、かつ、AがCに代金を支払っていないときは、当該建物の所有権は、Cに帰属する。

ウ． Aの所有する船舶（時価600万円相当）に、Bの所有する発動機（時価400万円相当）が取り付けられた場合において、損傷しなければこれらを分離することができず、主従の区別がつかないときは、当該発動機付船舶は、3対2の割合でAとBが共有する。

エ． Aが所有する建物を賃借したBがAの同意を得て増築をした場合には、その増築部分について取引上の独立性がなくても、増築部分の所有権は、Bに帰属する。

オ． Aの所有する液体甲（100立方メートル）が、Bの所有する液体乙（10立方メートル）と混和して識別することができなくなり、液体丙（110立方メートル）となった場合において、Aが液体丙の所有権を取得したときは、BはAに対し、不当利得の規定に従い、その償金を請求することができる。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第12問】（配点：2）

担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.12]）

ア． 留置権は、その目的物の一部が債務者に引き渡された場合、目的物の残部についても消滅する。

イ． AがBに対して動産売買の先取特権を有していた場合、BがCに対してその目的物である動産を売却し、占有改定によりこれを引き渡したとしても、Aの動産売買の先取特権は消滅しない。

ウ． 動産質権の設定は、指図による占有移転をもって目的物を債権者に引き渡すことによっても、その効力を生じる。

エ． 不動産質権については、質権者と質権設定者との間の特約で、質権者が目的物を使用収益しない旨を定めることができる。

オ． 抵当権者は、目的物が不法に占有された場合であっても、不法占有者に対して、抵当権に基づいて目的物を直接自己に明け渡すよう求めることはできない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第13問】（配点：2）

抵当権の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.13]）

ア. 抵当不動産についてその所有者から地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

イ. 主たる債務者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。

ウ. 建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあったときは、その引渡し前に登記をした抵当権を有する全ての者が同意をし、かつ、その同意の登記があれば、その同意をした抵当権者に対抗することができる。

エ. 抵当不動産をその所有者から買い受けた者は、その不動産について必要費を支出した場合において、抵当権の実行によりその不動産が競売されたときは、その代価から最先順位の抵当権者より先にその支出した額の償還を受けることができる。

オ. 抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である土地を使用収益する者は、抵当権の実行によりその土地が競売された場合、買受人の買受けの時から6か月を経過するまでは、その土地を買受人に明け渡す必要がない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第14問】（配点：2）

法定地上権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.14]）

ア. Aが所有する甲土地及びその上の乙建物にBのために共同抵当権が設定された後、乙建物が取り壊され、甲土地上に新たにAが所有する丙建物が建築されて、丙建物につきCのために抵当権が設定された場合において、甲土地に対するBの抵当権の実行によりDが甲土地を取得したときは、法定地上権が成立する。

イ. Aが所有する更地の甲土地に第一順位の抵当権が設定された後、甲土地上にAが所有する乙建物が建築され、甲土地に第二順位の抵当権が設定された場合において、第二順位の抵当権の実行によりBが甲土地を取得したときは、法定地上権は成立しない。

ウ. Aが所有する甲土地上にBが所有する乙建物があるところ、甲土地にCのために第一順位の抵当権が設定された後、Bが甲土地の所有権を取得し、甲土地にDのために第二順位の抵当権を設定した場合において、Cの抵当権が弁済により消滅し、その後、Dの抵当権の実行によりEが甲土地を取得したときは、法定地上権が成立する。

エ. Aが甲土地及びその上の乙建物を所有しているが、甲土地の所有権移転登記をしていなかったところ、乙建物に抵当権が設定され、抵当権の実行によりBが乙建物を取得したときは、法定地上権は成立しない。

オ. AとBが共有する甲土地上にAが所有する乙建物があるところ、Aが甲土地の共有持分について抵当権を設定した場合において、抵当権の実行によりCがその共有持分を取得したときは、法定地上権が成立する。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第15問】（配点：2）

根抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.15]）

- ア. 元本の確定前において債務者を変更するには、後順位の抵当権者の承諾を得なければならない。
- イ. 根抵当権者は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがない場合、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。
- ウ. 根抵当権者は、根抵当権を実行した場合、当該競売手続において極度額を超える部分について配当を受けることはない。
- エ. 根抵当権の極度額の減額をするには、利害関係を有する者の承諾を得ることを要しない。
- オ. 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第16問】（配点：2）

債権の目的に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

- ア. 金銭に見積もることができないものは、債権の目的とすることができない。
- イ. 外国の通貨で債権額を指定した場合には、債務者は、日本の通貨で弁済をすることができない。
- ウ. 元本債権が消滅したとしても、弁済期が到来した利息債権は、当然には消滅しない。
- エ. 甲倉庫内の米のうち1トンの引渡しを受ける旨の制限種類債権は、甲倉庫内の米が全て滅失したときは、履行不能となる。
- オ. 選択債権においては、別段の意思表示がないときは、選択権は債権者に属する。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第17問】（配点：2）

詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

- ア. 相続の放棄は、相続の放棄をした債務者が債務の履行を長期間怠るなど背信性の程度が著しい場合に限り、詐害行為取消権の対象となる。
- イ. 不動産の買主は、その売主がその不動産を第三者に贈与した場合、それによって売主が無資力となったとしても、当該贈与を詐害行為取消権の対象とすることができない。
- ウ. 詐害行為取消権の対象となる贈与の目的物が不可分なものであるときは、その価額が債権額を超過する場合であっても、贈与の全部について取り消すことができる。
- エ. 贈与が虚偽表示に該当することを知らない転得者との関係において、当該贈与を詐害行為取消権の対象とすることはできない。
- オ. 債務者が自己の第三者に対する債権を譲渡した場合において、債務者がこれについてした確定日付のある債権譲渡の通知は、詐害行為取消権行使の対象とならない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第18問】（配点：2）

保証に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.18]）

- ア. 保証が付された債権が譲渡された場合においては、譲渡人から主たる債務者に対して債権譲渡の通知をすれば、保証人に対して通知をしなくても、譲受人は保証人に対して保証債務の履行を請求することができる。
- イ. 未成年者が法定代理人の同意を得ずに債務を負担する行為をした場合において、その債務の保証人は、保証契約締結の当時、未成年者が法定代理人の同意を得ずに債務を負担する行為をしたことを知っており、かつ、その後、当該未成年者の行為が、未成年者の行為であることを理由に取り消されたときは、当該未成年者が負担していた債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定される。
- ウ. 主たる債務者が債権者に対し反対債権を有している場合であっても、保証人は、債権者から保証債務の履行を請求されたときは、保証債務を履行しなければならない。
- エ. 主たる債務について違約金の定めがない場合、保証人は、債権者との間で、保証債務についてのみ違約金を約定することができない。
- オ. 特定物の売買契約が売主の債務不履行により解除され、売主が代金返還義務を負担したときは、売主のための保証人は、反対の特約のない限り、当該代金返還義務について保証の責任を負う。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第19問】（配点：2）

弁済に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.19]）

- ア. 委託を受けない保証人は、主たる債務者の意思に反して弁済することができない。
- イ. 弁済を受領する権限を有しない者に対する弁済は、債権者がこれによって利益を受けたとしても、債権者に対し効力を有しない。
- ウ. 第三者は、当事者が合意により禁止したときは、弁済をすることができない。
- エ. 弁済の時期について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- オ. 預金通帳を盗んだ者が預金通帳を使用して現金自動入出機から預金の払戻しを受ける行為については、弁済の効力が生じることはない。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

〔第20問〕（配点：2）

弁済の目的物の供託に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.20〕）

ア. 債務の弁済について利害関係を有する第三者が債権者に弁済の提供をしたのに債権者がその受領を拒んだ場合、当該第三者は、債務者の意思に反するときは、供託することができない。

イ. 口頭の提供をしても債権者が弁済の受領を拒むことが明確な場合、債務者は、口頭の提供をしなくても、供託することができる。

ウ. 指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある2つの譲渡通知が債務者に到達したが、その先後関係が不明である場合、債務者は供託することができる。

エ. 金銭債務について弁済供託がされた場合、債権者が供託金を受け取った時に債務は消滅する。

オ. 自己が相当と考える額を債務者が供託した場合には、債務の全額に満たなくても、その額については供託は有効である。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第21問〕（配点：3）

相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.21〕）

ア. 抵当不動産の所有権を取得したAが、抵当権者Bに対する売買代金債権を有している場合には、当該売買代金債権と抵当権の被担保債務であるCに対する貸金債務とを対当額において相殺することができる。

イ. 弁済期の定めのない貸金債権を有する者は、当該貸金債権の債務者に対して、弁済期が未到来の売買代金債務を負担している場合には、当該売買代金債務の期限の利益を放棄した上で、これらの債権債務を対当額において相殺することができる。

ウ. 請負代金債務を負担する注文者が、請負人に対する貸金債権を譲り受けたが、譲受けの時点で当該貸金債権の消滅時効が完成していた。その後、請負人により消滅時効が援用された場合、注文者は、これらの債権債務を対当額において相殺することができない。

エ. 車両同士の交通事故が双方の運転者の過失に基因して発生し、双方に物的損害のみが生じた場合、一方の運転者は、双方の損害賠償債権を対当額において相殺することができる。

オ. AがB銀行に対する定期預金債権を有していたところ、Cが、Aと称して、B銀行に対し、その定期預金債権を担保とした貸付けの申込みをし、B銀行は、CをAと誤信したため貸付けに応じた。この場合、B銀行は、貸付けの際に、Cを預金者本人と認定するにつき金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしていたとしても、その貸付債権と定期預金債権とを対当額において相殺することができない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第22問】（配点：2）

免除に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.22]）

ア．債権者が債務者に免除の意思を表示した場合、免除の効果は、債務者が債権者に対して免除の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

イ．債務の免除があった場合において、債務者が債務の免除を受けたことを忘れて弁済したときは、債務者はその返還を求めることはできない。

ウ．Aに対し、BCDが等しい負担部分で300万円の連帯債務を負っている場合において、AがCについて連帯の免除をしたときでも、B及びDは、Aに対し、300万円の連帯債務を負う。

エ．Aに対し、BCDが等しい負担部分で300万円の連帯債務を負っている場合において、AがCに対して300万円の連帯債務全額について免除をしたときでも、B及びDは、Aに対し、300万円の連帯債務を負う。

オ．主たる債務者について債務の免除があった場合には、連帯保証人の債務は消滅する。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第23問】（配点：2）

民法上の金銭消費貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.23]）

ア．金銭消費貸借の予約は、書面によらなければならない。

イ．貸主が借主の指示する第三者に金銭を交付した場合であっても、金銭消費貸借は効力を生ずる。

ウ．金銭消費貸借において、反対の意思の表示がない限り、貸主は法定利率による利息を請求することができる。

エ．金銭消費貸借において貸主が利息を請求することができる場合、借主は、特約のない限り、元本を受け取った日を含めて利息を支払わなければならない。

オ．金銭消費貸借において、返還場所に関する合意をしなかった場合には、借主は貸主の現在の住所に弁済金を持参して返還をしなければならない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第24問】（配点：2）

使用貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.24]）

ア. 建物の使用貸借において、目的建物に瑕疵があり、貸主がそれを知らなかったことについて過失がある場合には、貸主は担保責任を負う。

イ. Aの共同相続人の一人であるBが相続開始前からAの許諾を得て遺産である建物においてAと同居していた場合、BはAの死亡時から遺産分割により当該建物の所有関係が最終的に確定するまでの間であっても、当該建物を無償で使用することができない。

ウ. 建物所有者AとBの間で、Aの海外赴任中に限り無償でその所有建物をBが借り受ける旨の合意をしたが、その引渡し前に、Aが第三者Cと賃貸借契約を締結して当該建物を引き渡した場合、BはAに対して、使用貸借契約に基づく債務の不履行による損害賠償請求をすることができない。

エ. 借主が有益費を支出した場合において、その価格の増加が現存するときは、貸主は、その選択に従い、借主が支出した金額又は増価額のいずれかを償還すれば足りる。

オ. 借主が貸主に無断で第三者に借用物を引き渡して使用させたときは、貸主は、借主に対して、催告をしなければ、契約を解除することができない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第25問】（配点：2）

Aは、Bに対し、Aの所有する甲建物を賃料月額10万円で賃貸し、甲建物をBに引き渡した。その後、Bは、Cに対し、甲建物を賃料月額12万円で賃貸し、甲建物をCに引き渡した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.25]）

ア. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Aは、Cに対し、甲建物の賃料として月額12万円の支払を請求することができる。

イ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Cは、甲建物の修繕を直接Aに対し請求することができない。

ウ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合において、AがBとの間で甲建物の賃貸借を合意解除したときは、Aは、Cに対し、甲建物の明渡しを請求することができる。

エ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合において、AB間の賃貸借が終了したときは、Aは、Cに対し、所有権に基づく甲建物の明渡しを請求することはできるが、AB間の賃貸借の終了に基づく甲建物の明渡しを請求することはできない。

オ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合、Aは、当然にAB間の賃貸借を解除することができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第26問】（配点：2）

委任に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.26]）

ア．無償委任の受任者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、委任事務を処理しなければならない。

イ．受任者は、いつでも、第三者に委任事務の処理を委託することができる。

ウ．受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

エ．委任は、受任者が後見開始の審判を受けたときは、終了する。

オ．受任者は、やむを得ない事由がなければ、委任契約を解除することができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第27問】（配点：3）

和解に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.27]）

ア．AがBに対してAB間の売買契約に基づく甲不動産の引渡しを請求したが、Bがこれを拒否したため争いを生じた場合には、AB間で、BがAに対して係争物とは全く関係のない乙不動産を譲り渡す旨の和解契約を締結することはできない。

イ．Aから債権を買い受けたBとその債権の債務者であるCとの間で和解契約が締結された。この和解に際しては、その債権に係る支払額が争われ、AB間の売買契約が有効か否かは争われていなかったが、後に売買契約が無効であることが判明したときは、Bは、当該和解契約の錯誤による無効を主張することができる。

ウ．Aは、Bとの賭博に負けたため、Cに事情を話して小切手を振り出させ、これらの経緯を知るBに交付したところ、BC間で、小切手の支払金額につき争いが生じ、和解契約が成立した。この場合、BC間の和解契約は公序良俗に反し無効である。

エ．Aは、Bの運転する自動車と接触し負傷したため、Bに対し損害賠償を請求したところ、AB間で、全損害を把握し難い状況の下において、BがAに対して早急に少額の賠償金を支払い、Aはそれ以外請求しない旨の和解契約が成立した。その後、Aに和解契約の当時は予期し得なかった後遺症が生じた。この場合、Aは、Bに対し、新たに生じた後遺症につき損害賠償を請求することができる。

オ．Aは、自己の所有する建物をBに賃貸したが、Bが賃料の支払を遅滞したため、Bに対して賃料の支払を請求し、AB間で、Bが以後賃料の支払を1か月分でも怠ったときには賃貸借契約は当然解除となる旨の和解契約が成立した。この場合、その後に賃料の不払があったときは、Bは、信頼関係の不破壊を主張して解除の効力を争うことができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第28問】（配点：2）

Aが長期出張で不在中に、Aの居宅の生け垣の一部が強風により倒壊した。その後、Aの居宅の隣地に居宅を有するBがAのために義務なく行った行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.28]）

ア. Bが自ら生け垣を修理した場合には、Bは、Aに対し、その修理に対する報酬の支払を請求することはできない。

イ. Bが造園業者に依頼して生け垣の修理をさせた場合には、Bは、Aに対し、造園業者へ未払の請負代金を支払うよう請求することはできない。

ウ. Bが自ら生け垣を修理した後、台風により生け垣全体が倒壊した場合において、生け垣の修理がAの意思に反していたときは、Bは、Aに対し、その修理に要した費用の支払を請求することはできない。

エ. Bが自ら生け垣の修理を始めたが、途中で放置したために生け垣全体が枯れてしまった場合には、Aは、Bに対し、生け垣が枯れた分の損害の賠償を請求することはできない。

オ. Bが、Aの居宅の防犯だけでなくBの居宅の防犯も目的として自ら生け垣を修理した場合には、Bは、Aに対し、その修理に要した費用の支払を請求することはできない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第29問】（配点：2）

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.29]）

ア. 精神上の障害により責任無能力者となった夫と同居する妻は、責任無能力者である夫を監督する法定の義務を負う者として、夫が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

イ. 請負人がその仕事について第三者に損害を加えた場合には、その注文又は指図について注文者に過失があったときを除き、注文者は、その損害を賠償する責任を負わない。

ウ. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じた場合において、その工作物の所有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、その工作物の占有者が、その損害を賠償する責任を負う。

エ. 動物の占有者は、その動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負わない。

オ. 交通事故により傷害を受けた者が搬送先の医師の診療上の過失により死亡した場合には、交通事故の加害者と医師が被害者の被った損害について連帯して賠償する責任を負うことはない。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

【第30問】（配点：2）

親子関係をめぐる訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.30]）

- ア. 嫡出否認の訴えは、夫のほか、子の血縁上の父も提起することができる。
- イ. 妻以外の第三者が生んだ子を嫡出子として出生を届け出たため戸籍上嫡出子となっている子について、夫が父子関係を争う場合、嫡出否認の訴えによることはできない。
- ウ. 夫が長期間服役しており、妻が夫の子を懐胎することが不可能であったと認められる時期に妻が懐胎した子について、夫が父子関係を争う場合には、嫡出否認の訴えによらなければならない。
- エ. 母子関係の存在を争う第三者は、母と子のどちらか一方が死亡した後は、親子関係不存在確認の訴えを提起することができない。
- オ. 女性が、再婚禁止期間内に婚姻届が誤って受理されて再婚し、出産した場合において、生まれた子に対し嫡出の推定が重複するときは、父を定めることを目的とする訴えによって裁判所がこれを定める。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第31問】（配点：2）

いずれも婚姻をしていないA男とB女との間に子Cが生まれた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

- ア. Aが成年被後見人であるとしても、AがCを認知するにはAの成年後見人の同意を要しない。
- イ. AがCを認知した場合、Cの監護について必要な事項は、家庭裁判所がこれを定める。
- ウ. Cは、Aが死亡した場合、認知の訴えを提起することができない。
- エ. AがCを認知した後、AとBが婚姻したとしても、Cは嫡出子の身分を取得することはない。
- オ. AがCを認知しない間にCが死亡した場合において、Cに未成年の子Dがあったときは、Dの承諾を得なくとも、AはCを認知することができる。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. エ オ

【第32問】（配点：2）

相続人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.32]）

- ア. Aが死亡した場合、Aの兄Bの子CがAの代襲相続人となることはない。
- イ. Aが死亡した場合、Aの祖父BがAの相続人となることはない。
- ウ. Aの子Bが相続人の欠格事由に該当し、その相続権を失った場合において、その後、Aの死亡前にBがCを養子とする養子縁組をしたときは、CはAの代襲相続人となる。
- エ. Aが妻Bの懐胎中に死亡した場合において、その後、出生した子CはAの相続人とならない。
- オ. Aが死亡した場合において、Aの子Bが相続の放棄をしたときは、Bの子CはAの代襲相続人となることはない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第33問】（配点：2）

相続の承認又は放棄に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.33]）

- ア．相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、善良な管理者の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。
- イ．共同相続人に強迫されて相続の放棄をした者は、その旨を家庭裁判所に申述して放棄の取消しをすることができる。
- ウ．相続人Aが相続の放棄をしたことにより相続人となったBが相続の承認をした場合であっても、Bの承認後にAが私に相続財産を消費した場合には、Aは単純承認をしたものとみなされる。
- エ．限定承認者は、相続債権者及び受遺者に対する公告の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。
- オ．共同相続人のうち一人が相続の放棄をした場合、他の共同相続人は限定承認をすることができなくなる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第34問】（配点：2）

相続人の不存在に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.34]）

- ア．相続人があることは明らかでないが、相続財産全部の包括受遺者があることは明らかである場合には、相続財産法人は成立しない。
- イ．相続財産法人が成立し、家庭裁判所によって相続財産の管理人が選任された後に、相続人のあることが明らかになった場合には、その時点で、相続財産管理人の代理権は消滅する。
- ウ．共有者の一人が相続人なくして死亡した場合において、相続債権者及び受遺者に対する清算手続が終了したときは、その共有持分は他の共有者に帰属し、特別縁故者への財産分与の対象にはならない。
- エ．相続人は、相続人の搜索の公告の期間内に相続人としての権利を主張しなかった場合には、特別縁故者に対する相続財産の分与後、残余財産があったとしても、相続権を主張することができない。
- オ．家庭裁判所は、特別縁故者に対して相続財産の分与をする場合、清算後残存すべき相続財産の全部を与えることはできない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第35問】（配点：2）

遺言の方式に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.35]）

- ア. 自筆証書遺言における押印を指印によってすることはできない。
- イ. 秘密証書遺言をするには、遺言者が証書の本文及び氏名を自書し、押印をしなければならない。
- ウ. 公正証書遺言において、遺言者が署名することができない場合には、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- エ. 自筆証書遺言の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印をしなければ、その効力を生じない。
- オ. 成年被後見人が事理弁識能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第36問】（配点：2）

混同に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

- ア. 債権質に供されている債権を債務者が相続したときは、当該債権は消滅する。
- イ. 賃貸人たる地位と転借人たる地位とが同一人に帰属した場合、転貸借関係は消滅する。
- ウ. 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、当該連帯債務者は弁済をしたものとみなされ、他の連帯債務者に対して負担部分の割合に応じて求償することができる。
- エ. 甲土地の賃借権が対抗要件を具備した後に、甲土地に抵当権が設定された場合において、甲土地の所有権と賃借権が同一人に帰属するに至ったときは、賃借権は消滅する。
- オ. 保証人が債権者を相続したときは、保証債務は消滅する。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ